

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 25 日

各都道府県 生活福祉資金貸付事業主管課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害に伴う生活福祉資金（緊急小口資金）の特例措置が必要な地域として各都道府県知事が指定した地域について

今般、令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害により被災された世帯を対象として、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（令和 8 年 9 月 18 日社援発 0918 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）により、特例措置を講じているところです。

当該通知の 1 に記載の「被災したため特例措置が必要な地域」として、愛知県知事より以下の地域を指定した旨の報告がありました。

つきましては、各都道府県宛に情報提供いたしますので、留意いただくとともに管内の都道府県社会福祉協議会にも周知していただきますようお願いいたします。

記

○愛知県 瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、豊山町、扶桑町

【担当部署】
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 生活福祉資金担当
[TEL] 03-5253-1111 （内線）2290
[E-mail] shikin@mhlw.go.jp